

特定非営利活動法人（NPO法人）のみなさまへ

特定非営利活動促進法が改正され、平成29年4月1日から施行されました。（貸借対照表の公告に関する規定は、平成30年10月1日に施行されました。）。

NPO法人のみなさまに、ご理解・ご対応いただく必要がある事項としては、以下の内容がありますので、よろしくお願いいたします。

○ 全てのNPO法人のみなさまへ

認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮等

認証申請の添付書類の縦覧期間が、現行の2月から1月に短縮されました。

また、認証の申請があったこと等について、これまでは岐阜県公報により公告していましたが、岐阜県ホームページ上の公表に変更されました。

貸借対照表の公告及びその方法等

(1) 貸借対照表の公告

NPO法人は、毎年度、貸借対照表を公告して資産を公表することになりました。

なお、これにより「資産の総額」の登記は不要となりました。

（「特定非営利活動促進法（NPO法）改正に伴う定款変更のお願い」も参考にしてください。）

(2) 公告の方法

NPO法人は、貸借対照表の公告の方法として、次の①～④の方法のいずれかを定款で定める必要があります。

※②～④を選択する場合、多くの法人は、**定款変更の手続き**（公告の方法の変更のみ
の場合は、県への定款変更の届出のみで可）が必要となりますのでご注意ください。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（法人のホームページ、内閣府ポータルサイト等を利用する方法を含む。）
- ④ NPO法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

(3) 施行日

貸借対照表の公告に関する規定は、平成30年10月1日に施行されました（平成29年12月4日閣議決定、同年12月6日公布）。

(4) 公告しなければならない貸借対照表の範囲

- ・ 平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表はすべて公告します。
- ・ 平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表のうち、直近の事業年度のもの(特定貸借対照表)は、平成30年10月1日以後遅滞なく、又は同年9月30日までに公告します。

内閣府ポータルサイトを活用した情報の提供の拡大

NPO法人は、内閣府ポータルサイト(<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>)を活用し、積極的な情報の公表に努めてください。

事業報告書等の備置期間の延長等

NPO法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間が、現行の「翌々事業年度の末日までの間(約3年間)」から「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長されたことから、平成29年4月1日以降に開始する事業年度に関する事業報告書等については、上記の期間(約5年間)は廃棄せず、事務所に備え置いてください。

また、所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も過去5年間に提出された書類となりました。

○ 認定・特例認定(変更前：仮認定) NPO法人のみなさまへ

海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の事前提出義務の見直し

海外への送金又は金銭の持出しに関する書類を所轄庁へ事前提出する必要が無くなりました。

〔※ なお、認定・特例認定NPO法人は、送金等の金額にかかわらず、上記書類を毎事業年度1回、所轄庁へ事後提出することとなりました。〕

役員報酬規程等の備置期間の延長等

認定NPO法人が役員報酬規程等を事務所に備え置く期間が、現行の「翌々事業年度の末日までの間(約3年間)」から「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長されたことから、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する役員報酬規程等については、上記の期間(約5年間)は廃棄せず、事務所に備え置いてください。

また、所轄庁で閲覧・謄写できる書類も、過去5年間に提出された書類となりました。

仮認定NPO法人の名称の変更

「仮認定」NPO法人の名称が「特例認定」NPO法人に改められました。

お問い合わせ先

岐阜県環境生活部県民生活課NPO・宗教法人係

(TEL) 058-272-8203 (MAIL) c11261@pref.gifu.lg.jp

(HP) <http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/npo-tiiki/npo-volunteer/>